

議案第15号

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月29日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、号給別基準職務表を定めるとともに引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第5項」に改める。

第8条第2項中「規則で」を「次の号給別基準職務表に」に改め、同項に次の表を加える。

号給	基準となる職務
1	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
4	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難で特に重要な職務

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。